

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について

令和6年2月27日

道本安対第3959号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て警察官が、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見した際の対応については、これまで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について」（令3. 12. 16道本安対第3244号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「人身安全関連業務等システム」という。）による被保護者等情報管理業務の運用開始に伴い、所要の見直しを行い、令和6年3月1日から以下のとおり実施することとしたので遺漏のないようにされたい。なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報

(1) 警察官の通報義務

同法第23条において、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定められている。本条に基づく通報は警察官の義務であることから、精神障害のため自傷他害のおそれがある者を発見した場合は、保護等の適切な措置をとるとともに、直ちに同法第23条に基づく通報（以下「23条通報」という。）を行うこと。

(2) 通報対象者発見時の確実な通報

ア 23条通報は、警察官が職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のため自傷他害のおそれがある者（以下「通報対象者」という。）を発見した場合に「直ちに」行わなければならないものであり、通報対象者を発見したときは、執務時間の内外を問わず、直ちに最寄りの保健所長を経て知事等に通報すること。（別添1「北海道内保健所一覧」参照）

イ 23条通報は、通報対象者を警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき精神錯乱者として保護した場合のみならず、事件、事故等での取扱いなど、職務執行全般において通報対象者を発見した場合は直ちに行うこと。ただし、家族等からの相談を受けたのみであるなど、警察官が通報対象者を直接取り扱っていない場合は、原則として、発見とは言えないので留意すること。

ウ 精神障害のため自傷他害のおそれがある者に係る事案を認知したときは、23条通

報や2の事項に定める同法第47条に基づく相談のほか、刑罰法令に抵触する行為がある場合には適切な検挙措置を講じ、検挙措置を講じない場合であっても指導・警告を行うほか、被害者等に対する防犯指導や警戒活動等の必要な措置を講ずること。

### (3) 通報要領

ア 23条通報の必要性の判断に当たっては、別添2「23条通報判断チェック票」を活用するなどして、その要否を的確に判断し、明らかに通報を要しないと認められる場合を除き、直ちに23条通報すること。

イ 23条通報は、通報対象者を発見した場合に「直ちに」行わなければならないことに鑑み、執務時間の内外を問わず、原則として、電話により最寄りの保健所に対して行うものとし、その際に、当該電話による通報が23条通報であることを明確に保健所に告げること。この場合において、「北海道警察保護取扱規程における各様式の制定について」（令6. 2. 27道本安対第3957号）別記様式2の「精神障害者等発見通報書」は、電話による通報後、速やかに人身安全関連業務等システムで作成し、保健所に送付すること。

### (4) 保健所による措置の確認等

ア 23条通報を行った場合は、保健所に対し、同法第27条に基づく診察の有無を確認するとともに、保健所から同法に基づく調査のため、保健所職員等による通報対象者との面接のための協力を求められたときは、必要な協力を行うこと。

イ 保健所が同法第27条に基づく診察を行わないと判断した場合であっても、通報対象者の状態に応じて、通報対象者やその家族等に対し、精神科病院の受診勧奨を行うとともに、保健所に対し、受診可能な精神科病院の情報提供や連絡・調整を求めるとして、必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう適切な対応を行うこと。

## 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条に基づく相談

同法第47条において、都道府県等は、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療施設を紹介しなければならないことなどが定められている。

警察官が職務執行を通じて取り扱う精神障害者の中には、現に精神障害のため自傷他害のおそれがあると認められる状態になく、23条通報の要件に該当しない場合であっても、速やかに精神科病院を受診させるなど、精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる者がいることから、これらの者を取り扱った場合は、必要に応じ、電話等適宜の方法で、同法第47条に基づく保健所への相談（以下「47条相談」という。）を行い、当該精神障害者が必要な精神保健医療福祉の支援を受けられるよう配慮すること。

## 3 移送に係る警察官の臨場要請への対応

- (1) 措置診察又は措置入院のための精神障害者の移送は、知事等の責務として行われるものであるところ、移送に係る精神障害者の行為によって、移送に従事する保健所職員等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるなど、知事等から警察官の臨場要請を受けた場合は、具体的な危険性の有無や程度等に即して臨場の必要性を的確に判断し、その必要を認めるときは適切な対応を行うものとする。
- (2) 知事等からの警察官の臨場要請への対応は、あくまで移送に係る精神障害者及び移送に従事する保健所職員等の生命又は身体の安全確保を目的として行うものであるところ、警察官が移送に係る事務に従事するものではないことに十分留意すること。また、移送に係る精神障害者が自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼし、又はそのおそれがあるのを認めた場合は、警察官職務執行法に基づく犯罪の制止、保護あるいは、刑事訴訟法に基づく検挙等、必要な措置をとること。

#### 4 関係記録の作成

##### (1) 自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告の作成

23条通報又は47条相談を行ったときは、自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告（別記第1号様式）を作成し、その経緯を明らかにしておくこと。

##### (2) 警察官臨場要請受理カードの作成

知事等から移送に係る警察官の臨場要請を受理したときは、警察官臨場要請受理カード（別記第2号様式）を作成し、対応の経緯を明らかにしておくこと。

#### 5 取扱状況の報告

23条通報及び47条相談並びに知事等からの移送に係る臨場要請への対応を行った場合は、以下の各事項に定めるところにより、その都度、警察本部人身安全対策課（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の生活安全課を經由）に報告すること。

##### ア 23条通報

自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告の写しに、保護カードの写しを添付し報告すること。

##### イ 47条相談

自傷他害のおそれがある精神障害者取扱報告の写しにより報告すること。

##### ウ 知事等からの移送にかかる臨場要請への対応

警察官臨場要請受理カードの写しにより報告すること。

※ 別添等は省略